

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）は、自動車損害賠償保障法（自賠法）第31条を設立根拠として、金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議してきている。

(注) 内閣総理大臣の諮問事項は、

- ① 損害保険免許を取得するとき自賠責保険を行う場合
- ② 自賠責保険にかかる約款・算方書の変更認可、又は変更命令をする場合
- ③ 保険料率について、自賠法又は料団法による変更命令をする場合
- ④ 保険料率の審査期間の短縮、又は審査期間内における変更、撤回命令等である。

II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料7-2-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）のうちから内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、倉沢康一郎氏（武蔵工業大学教授）である。

平成13年7月1日以降14年5月31日までの自賠審委員の主な異動は次の通りである。

- ① 13年8月31日に、井口武雄氏が退任し、植村裕之日本損害保険協会会长を任命した。
- ② 13年11月1日に、近年救急医療技術の発達等を背景に交通事故による重度の後遺障害者が急増していることを踏まえ、後遺障害者の立場からの意見を審議会に反映させるため、全国交通事故後遺障害者団体連合会代表である北原浩一氏を特別委員として任命した。

III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

13年11月8日に開催した第12回自賠審懇談会（第2回金融審議会自動車損害賠償責任保険制度部会との合同懇談会）において、紛争処理機関の設立準備状況、自賠責保険料率の改定の基本的考え方について報告がなされた。

その後、14年1月17日に、第117回自賠審が開催され、自賠責保険基準料率の

改定、自賠責保険普通保険約款等の一部変更、自賠責共済規程等の一部変更、自賠責保険事業への新規の参入（安田ライフダイレクト損害保険株式会社）について金融庁長官より諮問がなされ、異議がない旨の答申を行った。